(二) 団体（小学生以上の者二十人以上）入園料	(二) 団体（小学生以上の者二十人以上）入園料
イ 十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。） 一人につき一回二百九十円	(イ) 十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。） 一人につき一回二百九十円
ロ 六十五歳以上の者 一人につき一回二百十円	(ロ) 六十五歳以上の者 一人につき一回二百十円
	(ハ) 小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者 一人につき一回五十円
(削る)	(三) 年間入園料
(削る)	(イ) 十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。） 一人につき一年間二千六百円
	(ロ) 六十五歳以上の者 一人につき一年間千三百円
	(ハ) 小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者 一人につき一年間五百円（略）
2 二日間通し入園料（四月一日から十一月三十日までの期間）	(新設)
(一) 一般入園料	
イ 十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。） 一人につき一回五百円	
ロ 六十五歳以上の者 一人につき一回二百五十円	
(二) 団体（小学生以上の者二十人以上）入園料	
イ 十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。） 一人につき一回三百五十円	
ロ 六十五歳以上の者 一人につき一回二百五十円	
3 年間入園料（入園料及び入場料を徴収する全ての国営公園に入園可能）	
(一) 十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。） 一人につき一年間二千八百円	
(二) 六十五歳以上の者 一人につき一年間千三百円	
4 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳をいう。）、療育手帳（都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において精神薄弱と判定された者に対して交付する手帳をいう。）又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付を受けている者が、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に限り、本人及びその付添人について、1から3にかかわらず入園料を免除する。	2 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳をいう。）、療育手帳（都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において精神薄弱と判定された者に対して交付する手帳をいう。）又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付を受けている者が、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に限り、本人及びその付添人について、1にかかわらず入園料を免除する。
5 4に掲げる場合のほか、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、入園料を減免することができる。	3 2に掲げる場合のほか、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、入園料を減免することができる。
（略）	（略）

（平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部改正）

第十条　平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。